（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五十七条の四）	第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五十七条の四の六）
［第四節の二～第六節　略］	［第四節の二～第六節　同上］
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～七の二　略］	［一～七の二　同上］
七の三　適格中央清算機関　銀行持株会社が第二百四十八条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であって、次に掲げる者をいう。	七の三　適格中央清算機関　銀行持株会社が第二百四十八条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であって、次に掲げる者をいう。
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
［八～三十五　略］	［八～三十五　同上］
三十六　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。	三十六　［同上］
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー	ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー
［チ・リ　略］	［チ・リ　同上］
［三十七・三十七の二　略］	［三十七・三十七の二　同上］
三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十七条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第二十六条第一項第一号及び第五十六条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。	三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。
［三十七の四～八十二　略］	［三十七の四～八十二　同上］
（連結の範囲）	（連結の範囲）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］